

[事案 2020-281] 配当買増保険金支払請求

・令和3年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された老後設計資金および長寿祝金を確定金額として支払うこと求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和59年8月に契約した終身保険について、平成25年8月に保険料払込期間が満了し、生存保険金等が支払われたが、以下の理由により、設計書に記載されているとおりの金額で老後設計資金・長寿祝金を支払ってほしい。また、平成6年以降の18年間分の配当金を支払ってほしい。

- (1)設計書には、老後設計資金、長寿祝金の具体的な金額が記載されている。
- (2)契約に際し、募集人に、老後設計資金は景気の変動により減額することはないのか尋ねたところ、「会社が保証しているので変動することはない」、「5年毎に長寿祝金が支払われる」などと説明を受けた。
- (3)申込書に署名する際、設計書で説明された老後設計資金や配当金額などが記載されていなかったため募集人に尋ねたところ、設計書に記入してあるので証券と一緒に大切に保管するように言われた。
- (4)平成6年に配当金が支払われたが、その後、景気動向指数が下がったのは平成21年のみである。それなのに、18年間配当金の支払いがないのは、保険会社が支払う意思がないからである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書には、記載された老後設計資金等の金額は変動するものであり、支払いは約束されていないことが明記されている。
- (2)約款で、老後設計資金や長寿祝金は、配当金により買い増しされた生存保険金であることが規定されており、変動することは明らかである。
- (3)募集人は、設計書の記載を全て読み上げて説明し、老後設計資金等の金額が変動することを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された老後設計資金および長寿祝金が確定した金額であるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。